

電力・ガス取引監視等委員会

第7回料金制度専門会合

1. 日 時 : 令和3年3月8日(月) 13:00-16:00
2. 場 所 : オンラインにて開催
3. 出席者 : 山内座長、北本委員、圓尾委員、岩船委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、華表委員、松村委員、村上委員

(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第7回料金制度専門会合を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を構ることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者は受け付けないこととさせていただきます。議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

なお、本日、東條委員におかれましては、御都合により御欠席となります。

本日の議題は、議題1「配電事業制度の詳細設計について」、議題2「次世代スマートメーターの標準機能について」、議題3「一般送配電事業者の2019年度収支状況等の事後評価について」でございます。

なお、議題2については、資源エネルギー庁電力産業・市場室、下村室長より説明をいただきます。

また、本日は議題3の説明者といたしまして、関西電力送配電代表取締役社長・土井様、関西電力取締役代表執行役副社長・彌園様、北陸電力送配電代表取締役社長・水野様、中国電力ネットワーク代表取締役社長・松岡様、沖縄電力常務取締役・横田様、東京電力ホールディングス経営企画ユニット企画室長・朝岡様に御出席いただいております。

では、これより議事に入らせていただきます。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○山内座長 それでは、早速でございますが議題に入ります。議題の1は「配電事業制度の詳細設計について」です。これについて事務局、御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 ネットワーク事業監視課長の田中でございます。どうぞよろしくお願をいたします。

それでは、資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。こちら「配電事業制度の詳細設計について」ということになってございます。

続きまして、2ページでございます。前回会合において配電事業制度については御議論いただいたところでございますが、事務局案についておおむね御賛同をいただいたところでございますけれども、以下の御意見をいただいたところでございます。

主な御意見ということで、最初の1.でございますが、配電事業者の託送料金の変更命令基準について、配電事業者は需要家と直接の接点がなく、どのような形で同意を得ることが可能なのか、需要家は同意するか問われてもなかなか同意しがたいのではないか等、運用上難しい点があるのではないかとということで、この点につきましてはスライド3～7のところで取り扱ってございます。

スライド3以降ということでございますが、スライド3のほうは今回の案ということにしているところでございますが、前回、スライド4ということで配電事業者の託送料金の変更命令発動基準について御議論いただいたところでございます。前回の案につきましては、①のように、平均単価の水準が±5%以内であることということに加えまして、②ということで、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が著しく高くなっている場合は、当該個別需要家に説明した上で同意が得られることということにしていたわけですが、そのことにつきましては、2ページの一番最初のポツのような形の御意見があったところでございます。

したがいまして、同意を得るところについては、なかなか実務上難しい点などもあるのでないかというような御指摘等があったことなどにも鑑みまして、3ページのような形で、赤いラインで引いてあるように、配電事業者の託送料金の個別需要家ごとの単価の水準が±5%以内であることにしてはどうかということでございます。個別需要家ごとの単価というのも、そもそも±5%以内にしてはどうかということに変えてはどうかということでございます。

それ以下の注については、4ページの前回の案と基本的には変えてございません。注1のところにつきましては、平均単価の水準が+0%を超える場合には、配電エリアの需要家にレジリエンス強化等のメリットがあるなど、その説明が合理的と認められる場合に限るとともに、当該配電エリアの需要家に十分説明がなされていることというふうにしております。ここの注1については、前回資料と同様の内容にしているのですが、ここにつきましては、個別需要家ごとではなく平均単価が+0%を上回る場合というふうにしていく趣旨で

すが、全体として平均単価が高い場合には、全体としての収入も相対的に高く、配電網全体としてレジリエンス強化等の取組などがなされていることが期待されるためであって、他方で全体としては平均よりも低い、例えば99件は低いのに1件だけ平均よりも少しだけ高いといったような場合に、その1件だけにレジリエンス強化等のメリットがあるということとは極めて想定しにくいところでございます。

したがって、個別には平均を上回っている社がわずかにいるが、全体としては平均を下回っているような場合ということにもレジリエンス強化等のメリットがあることなどの説明を求めてまいりますと、実態に合わないことを求めてしまうことになると思われることから、平均単価で0%を超える場合ということで、前回と同じ内容ということにしているものでございます。

注2につきましては、個別需要家ごとの単価の水準は、施設別や時間帯別に全て±5%になっている必要はなく、年間での平均単価の水準が±5%であればよいと考えられるということで、ここはそのように想定がされるということ、念のため記載をしております。

注3につきましては、配電事業者の託送料金において一般送配電事業者の託送料金と同一メニューとし、当該料金メニューの単価のみを±5%に設定した場合は、国は個別需要家ごとの単価の比較や詳細な確認は不要と考えられるということで、注4に関しては前回と変えていなくて、一般送配電事業者のフロー管理における乖離率±5%以内ということであれば、当該命令を発動しないこととしているということも参考にしているということでございます。注5に関しては、前回4ページと変更はないということでございます。

続きまして、5ページでございます。5ページのところにつきましては、赤字で線を引いているところが追加をしております、前回資料では7ページのような形で、配電事業者の託送料金運用料金制度の運用のあり方ということで、配電事業者に一般送配電事業者の託送供給等に係る料金に比較して適正な水準であることの説明書の提出を義務づけてはどうかとしていたものでございまして、その場合には、算定根拠となる書類というものも当然添付をしていくといったことは期待をされるわけでございますけれども、今回の5ページのように、そういったことも明確化しておいてはどうかということで、赤字の部分を追加しているものでございます。

続きまして6ページのところにつきましては、配電事業者の託送料金を設定するために必要なデータの提供等についてということで、上述の基準を満たす託送料金を設定するに

当たっては過去の実績値のデータが必要になるということで、配電事業開始時の配電事業者の託送料金の設定に必要なデータは一般送配電事業者が有していると考えられることから、配電事業を営もうとする者から提供の依頼があった場合、一送が提供することが必要であるということで、(2)といたしまして、配電事業者は、同一エリアの送配電事業者が託送料金を変更した場合、変更後の託送料金と比較しても適正な水準であることを確認することが必要でありますけれども、当該確認のために必要なデータは配電事業者が有していると考えられることから、配電事業者は、公表されている一般送配電事業者の託送料金を適用した場合の平均単価等を算定し、確認することとしてはどうかということで、必要に応じて託送料金の平均届出を行うということで、国は、報告徴収によりそれが適正な水準となっているかを審査することとしてはどうかというものでございます。

続きまして、8ページでございます。8ページ以降は、2ページで前回いただいた御意見の2.目と3.目に対応した内容ということで、スライド8～10ということになってございます。その内容ということでございますけれども、8ページにございますとおり、前回会合において、配電事業者が貸与設備の維持管理を十分に行わず撤退するモラルハザードに気をつける必要があるとの御意見があり、またその点については、配電事業者が設備の維持管理を著しく怠った結果、貸与設備の価値が著しく下がったときは、原状回復のための求償を行えるかどうかで整理するので合理的との御意見があったところでございます。

御意見のあった内容については、資源エネルギー庁の審議会・構築小委においても、配電事業者は一送と共同して引継ぎ計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けることとなっており、その引継ぎ計画には、安定供給確保の観点から、配電事業者が撤退する際の原状回復及びその方法を記載することと整理されていることから、その詳細については引き続き資源エネルギー庁の審議会でも検討していただくこととしてはどうかということでございます。

9ページと10ページにつきましては、資源エネルギー庁の審議会における資料ということになってございます。

11ページ以下は、前回会合の資料というのを参考までに幾つかつけさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、今の配電事業の詳細設計について、また皆さんから御意見を伺いたいというふうに思いますが、例によって、御発言御希望の方は、Skypeのチャットで御発言希望という

ふうな旨を御記入いただければというふうに思います。

それでは、御意見のある方、いかがでございましょう。

消費者庁の吉田オブザーバー、御発言を御希望ということで、どうぞ御発言ください。

○吉田オブザーバー 山内座長、ありがとうございます。消費者庁の吉田でございます。前回の料金制度専門会合第6回の会合における議論の状況等を踏まえまして、先日、消費者委員会の第14回電力託送料金に関する調査会が開催されたところでございますので、配電事業制度に関して調査会委員から出た意見を幾つか御紹介したいと思います。

お手元資料、資料3関連資料ということで1枚の紙を配らせていただいております。こちらの紙の中、配電事業について①から④まで意見がございますけれども、例えば①でございますけれども、配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について、個別需要家ごとの単価水準が著しく高くなっている需要家からは、単に個別に同意を得ればよいとする従前の案は、需要家からどのように同意を取得するのか等、問題があるとする。この点については、個別需要家ごとでも平均単価水準が±5%以内であるということを加重要件とする方向で今後議論されるということだが、その方向性に賛成するといった御意見。

あるいは②でございますけれども、配電事業者の託送料金が適正な水準であることの判断基準について、たとえ平均単価の水準が全体としてマイナスであっても、平均単価の水準がプラスとなる個別需要家が存在する場合には、需要家に対しその理由を十分に説明することが必要ではないか、といったような意見がございました。

残りの意見は資料のほうを御確認いただければと思いますけれども、今後も、この場におきまして消費者委員会のほうの問題意識や関心事などをお伝えさせていただければと思いますので、検討に当たってこれらを踏まえていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。趣旨よく分かりましたので、全体についてのコメントは、また事務局のほうから後ほどお願いしたいと思います。

そのほかの御意見ありますでしょうか。

華表委員から発言御希望ですね、華表委員どうぞ。

○華表委員 ありがとうございます。2ページで記載されています主な御意見について、御検討いただきましてありがとうございます。8ページ以降の検討いただいた内容について、私としては異論ございません。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

次は松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　　松村です。今回の修正された案に関して、スライド3について申し上げます。

まず、この案で賛成します。しかし、どっちかというをやむを得ないということだと思います。消費者委員会からもコメントあったのですが、少し考えていただきたいことがあります。例えば、特定の配電事業者が託送料金を工夫する。その地域には太陽光発電が大量にあって、これを合理的に使いたいし、合理的に使うメニューを出してくれる小売事業者と組みたいということが仮にあったとして、したがって、春とか秋とか、太陽光の発電でその地域の需要で余ってしまう可能性が極めて高いようなときに、託送料金の従量料金を大幅に下げる。それだけではコストが回収できなくなるので、夏とか冬とかは少し単価を上げる。こんな合理的な改革がしにくくなるような制度、運用が、運用が、本当に正しいのかということとはぜひぜひ考えていただきたい。

消費者の不安としては、一人でも不利になる人がいるとすれば遺憾だ、というのは分かるのですが、そのときに、今言ったような工夫をする事業者が仮に現れたとして、その当該地域に別荘を持っていて、夏ないし冬しか別荘で過ごさないで、春とか秋とかに価格が下がっても、夏とか冬に少し価格が上がると不利になるだけだから嫌ですと、そういう人が一人でもいるときに、そのような制度は入れられないという類いの全体の制度設計は、本当にいいのか、正しいのか、それが消費者委員会の望む姿なのか、ということとは冷静に考えていただきたい。

価格が上がることは確かに不安かもしれないけれども、それは非常に合理的な理由があり、大半の需要家にはメリットがあり、したがって、そこに住んでいて、春も秋も夏も冬も使う人には普通にメリットがある合理的な提案が、価格が高くなる人がいるという懸念を強く出され過ぎた結果として抑えられる、事業者の創意工夫の意欲をくじくことがないように、そういう合理的な工夫ができるよう運用されることを願っております。その意味で、今回では「季節別や時間帯別にすべて±5%以内になっている必要はなく、年間での平均単価の水準」と注記を加えていただいたことは、とても感謝します。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

委員の方で、そのほか御発言希望の方いらっしゃいますか。もしよろしければ、九州電力

の松本オブザーバーが発言を希望されていらっしゃると思いますので、松本さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。資料について特段の意見があるわけではございませんけれども、配電事業者による需要家の説明につきまして、小売事業者の立場で1点コメントさせていただきます。

今回の資料においては、スライド3の青い枠内の2つ目にありますように、託送料金に関する配電事業者による需要家説明の重要性というものが記載されておりますが、料金に限らず配電設備運用の担い手が交わす、その結果としてレジリエンス強化が期待されることなど、参入の意義を含む全般的な説明について、これを配電事業者が責任を持って行うということで、事業者の納得感をしっかり醸成するような制度にしていきたいと思います。発言は以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかに、委員、オブザーバー両面で御発言御希望の方いらっしゃいますか。

もしよろしければ、事務局に今までの意見についてのコメントをお願いしたいと思います。

○田中NW事業監視課長 御議論ありがとうございます。ただいま御意見いただきましたように、こちらの案ということでおおむね御賛同いただいたということで、この方向で大枠進めていきたいと考えております。引き続き、何か論点等出てまいりましたら、またその都度御議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほか、御発言御希望いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

今、事務局からまとめがありましたように、御発言いただいた皆様から原案について特に反対はなく、幾つか御意見いただきましたが、おおむね賛同ということで私は判断させていただこうと思います。いろいろ御意見ありましたので、今後も配電事業制度の託送料金の運用等論点が出てくれば、その都度ここで議論したいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2「次世代スマートメーターの標準機能について」であります。資源エネルギー庁から、次世代スマートメーター制度検討会で議論された概要について、まず御報告をお願いしたいと思います。本件は、前回の専門会議における議論を踏まえまして、あそこでいろいろ御意見いただきましたが、次世代スマートメーターの標準機能につい

て取りまとめたという内容になっております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○下村オブザーバー エネ庁の電力産業・市場室の下村でございます。資料4を御用意いただければと思います。

前回に引き続きまして、次世代スマートメーターの標準機能の御報告でございます。別途、研究会を開催してございまして、今年度の中間取りまとめをさせていただきましたので、その内容の御報告ということになります。御説明自体は前回と重複する部分もかなりありますので、そこは割愛をさせていただきます、ポイントのみの御説明とさせていただきますと思います。

9スライド目を御覧いただければと思います。前回の御報告でも、Last Gaps 機能の搭載等について御報告をさせていただいておりました。これらについて標準機能として搭載をするということについて、次世代スマートメーター研究会での取りまとめをいただいております。特に前回のこちらの料金制度専門会合のほうで御報告をさせていただいたときに、まだ検討中ですよと言っていたものが2ポツの「また」のパラグラフとなりまして、高粒度データ、すなわち5分値等の取得データについては、例えばロスの削減等に資するため、需要家の10%程度のデータを数日以内に、等のスペックを標準機能として搭載をするということ。それから、今は30分1コマということベースとしているわけでありましてけれども、今後、需給調整市場などの取引単位が変わる可能性だってあると、諸外国もこうした傾向にあるということも踏まえまして、スマートメーターの中で15分値データを記録しておきまして、ソフトスイッチによって粒度を切り替えられる、こういう機能を搭載することとしてはどうかという取りまとめをさせていただきました。それから、データの保存期間については3年以上とすること。さらに高粒度データ、5分値等のデータにつきましては、一般送配電事業者のみならず配電、発電小売、アグリゲーター、エネマネ事業者、さらには認定協会等を介してさまざまな方が活用できるような形で提供するといったことが適当であり、今後、その詳細を議論するといったことなどが中間取りまとめに盛り込ませていただいております。

全体像は、10ページを御覧いただければと思います。

その上で、少し飛ばさせていただきます、21スライドを御覧いただければと思います。前回のこちらの専門会合におきまして、特に通信等について可能な限り仕様統一化を進め、また共同調達の推進に資する、さらには効率化の取組を進めるといったことを御意見とし

てちょうだいをしてございます。また、こちらの研究会におきましても、詳細仕様の検討に当たっては、将来ニーズの変化に柔軟に対応するために、フレキシビリティの高い設計仕様とすることとか、それこそ市場の取引単位なども今後変わるかもしれないわけでありまして、そうした変化も踏まえた後悔値を最小にするといった観点からの通信の仕様等の検討を行うこと。さらには、スマメの機能をピカピカにしても、使わなければ宝の持ち腐れということになってしまいますので、しっかりとした活用の検討を行って便益の最大化を図っていただくこと。こういった内容について、中間取りまとめの中に盛り込ませていただくことといたしました。

御報告最後にいたしますけれども、今後でございます。今回、主たる通信チャンネルであるAルートのところの取りまとめを行いました。前回こちらの専門会合でも特にBルート、Wi-Fiのところ、セキュリティーとか大丈夫なのといった御意見などもいただきまして、こうした内容については、来年度以降もスマートメーター研究会を続けさせていただきまして、例えばセキュリティーであればワーキンググループを設置するなどして、少し詳細な検討を進めたいというふうに考えてございます。

こうした中で、この検討のスケジュールのところ「夏ごろまで」と書かせていただいておりますけれども、Bルートの通信方式のあり方でありまして、特例計量器のデータの扱い、こちらは先般の電気事業法の改正によりまして、スマートメーター検定を受けたメーター以外の計量といったものも可能となっておりますので、こうしたものをどう扱っていくのかといった事項。さらには、今申し上げたサイバーセキュリティー対策などの事項について、国の検討会で引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また今回、低圧の家庭等のメーターの標準機能といったものの検討を進めてまいりましたが、発電側メーター、需要側の特高ないし高圧メーターの機能といったものも、これをベースとして検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それから事業者サイドにおきましては、今年度の中間取りまとめ結果も踏まえまして、今後の調達に当たっての詳細の仕様検討を行っていただくこととなります。こちらについても、その検討状況については、スマートメーター研究会で随時フォローアップを行っていくという形で進めていきたいということを考えてございます。その上で、第2世代のスマートメーターは2030年代早期に原則全ての世帯、事務所に導入を目指すという形で、一般送配電事業者各社には導入計画の提出を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

私からの御報告は以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

新しいスマートメーターの標準機能ということで御説明をいただきましたので、これについて委員の皆さん、あるいはオブザーバーの皆さん含めて、御意見、御質問等があれば御発言願いたいと思います。いかがでございましょう。

北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　　ありがとうございます。北本です。おまとめいただきまして、ありがとうございました。

スライドに御記載いただいたように、例えば 21 スライドに記載されていますように、将来のニーズの変化に柔軟に対応するフレキシビリティの高い設計仕様とするというところなど、ぜひ今後のレベニューキャップの設備投資との関係も含めて柔軟な対応をしていただけると、よりいいのかなど。特に今後、気候変動とか人員の減少等もあって、リスクの優先度、ニーズが変わってくると思いますので、今回の 2030 年度までの導入計画についても新たな目線で、どういった導入が国民にとって一番ベストなのかというところを考えてやっていただければと思います。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございます。

そのほか、御発言ございますか。それでは、よろしゅうございますか。

特に御発言がございませんようですので、次世代スマートメーターの標準機能については、取りまとめた報告内容について本専門会合として確認をしたということにさせていただくことといたします。どうもありがとうございました。

それでは、議題 3 に移りたいと思います。議題 3 は「一般送配電事業者の 2019 年度収支状況等の事後評価について」であります。

この内容について、まずは事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○仙田NW事業制度企画室長　　NW事業制度企画室長の仙田です。資料 5－1 を御覧ください。

初めに、3 ページとなります。一般送配電事業者の 2019 年度収支状況の事後評価につきましては、経産大臣から電取委あて意見の求めがあり、2 月 24 日開催の電力・ガス取引監視等委員会において、料金制度専門会合で御審議いただくことを決定しております。青枠の下の 2. の進め方を御覧ください。まず、「①法令に基づく事後評価」として、超過利潤累積

額、想定単価と実績単価の乖離率による評価、廃炉負担金を踏まえた評価を行います。また、②にありますとおり、「事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価」として、送配電4社に対して、託送供給等の収支の状況に加え、送配電事業の実施状況について聴取します。この中で、2013年度より導入する新託送料金制度、いわゆるレベニューキャップ制度の設計・運用の参考とする観点から、国が設定する目標項目に関する現状の取組等についても聴取します。また、関西電力送配電は、工事の発注・契約手続等の適切性・透明性を確保するための取組を実施しているところ、こうした手続の審査を委託している関西電力調達等審査委員会から、その活動状況についても聴取します。さらに、東京電力ホールディングスから、東京電力パワーグリッドの廃炉等負担金の水準の算定根拠を聴取します。

続きまして、7ページ目となります。今後のスケジュールです。本日、この会合で御審議いただいた上で、法令に基づく事後評価の結果を取りまとめ、3月中旬に委員会に報告し、経産大臣への回答を行いたいと考えております。

また、別に資料5-2という資料をおつけしておりますが、こちらは事後評価結果の取りまとめの素案でございます。本日いただく御意見を踏まえ、事務局にて修正し、修正後の案をメールで展開いたしますので、各委員におかれましては、御確認をお願いしたいと思います。その上で、本会合として、座長に取りまとめていただき、その結果を3月下旬に委員会に報告する、このような段取りで進めることを考えております。

続きまして、9ページです。ここから法令に基づく事後評価となります。当期超過利潤累積額につきましては、赤点線の枠内のとおり、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はおりませんでした。

11ページです。想定単価と実績単価の乖離率につきまして、こちら赤点線の枠内を御覧いただければと思いますが、値下げ命令の発動基準となる-5%を超過した事業者はおりませんでした。

12ページとなります。東京電力PGにおいては、廃炉等負担金を捻出するために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないよう、厳格な値下げ命令の発動基準が適用されます。2019年度の託送収支の状況について確認した結果、当該基準に達しておりませんでした。

13ページでございます。ここからは2019年度託送収支の分析となります。大部となりますので、ポイントを絞って御説明いたします。構成ですが、28ページまでが「想定原価と2019年度の実績収入・実績費用の比較」、29ページ以降が「実績費用の経年変化」となります。

18 ページに飛びます。2019 年度の実績収入につきまして、需要減の影響により、沖縄以外の 9 社が想定原価を下回っております。

20 ページです。2019 年度の実績費用につきまして、4 社、北海道、東北、北陸、沖縄は想定原価を上回った一方で、6 社、東京、中部、関西、中国、四国、九州は想定原価を下回りました。

21 ページです。青枠の 1 つ目にありますとおり、一般送配電事業者は、収入が減少または横ばいとなる中で、総じて人件費・委託費等が増加し、設備関連費が減少しています。

その要因につきまして、25 ページと 27 ページで補足いたします。25 ページ目です。人件費・委託費の増減理由が記載されております。主な増加理由につきましては、給与手当水準の差による給与手当の増加やこれに伴う厚生費の増加、システム改修に伴う委託費の増加が挙げられます。

27 ページです。設備関連費の増減理由が記載されております。主な減少理由につきましては、償却方法の変更による減価償却費の減少、効率化による修繕費の減少、こういったものが挙げられます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして各事業者からの説明に移らせていただきます。

まず最初に、関西電力送配電より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○関西電力送配電（土井）　　関西電力送配電の土井でございます。始めさせていただきます。

本日は、説明のお時間をいただきましてありがとうございます。初めに、関西電力グループの役員が社外の関係者から金品を受け取っていたなどの問題で多大な御心配や御迷惑をおかけしましたことにつきまして、関西電力送配電としても深くおわび申し上げます。

まず、今回の託送収支に不適切な支出増は無いことを御報告いたします。また、2020 年度の託送収支は、その再発防止策を講じた下でのものがございます。具体的な再発防止策として、社外委員で構成されております調達等審査委員会によるチェックがかかる仕組みなどを設けておまして、その活動状況については、後ほど関西電力から説明をさせていただきます。

それでは、パワーポイントの方の説明に入らせていただきます。まず初めに、弊社の 2019

年度の託送収支の算定結果について御説明いたします。4ページを御覧ください。託送収支の算定結果は、送配電部門の当期の純利益は232億円、超過利潤額は114億円の欠損となりました。次のページをお願いいたします。

太字で記載しておりますように、超過利潤の当期累積額は445億円の欠損となりました。一定水準額であります643億円の範囲内でございます。また、想定単価と実績単価の乖離率は3.79%となりました。下限率-5%の範囲内となりました。次のページをお願いいたします。

その要因でございますが、節電、省エネルギーへの御協力をいただいたことなどによるものでございます。関西エリアの電力は、原価想定時に比べまして需要が大きく減少し、収入が449億円減少しております。一方、費用面では、調達価格の削減といった効率化や償却方法の変更などによる設備関連費の減少によりまして、費用が336億円減少いたしました。その結果、超過利潤は発生せず、114億円の欠損となりました。次のページをお願いいたします。

収入につきましては、先ほど申しましたとおり、節電、省エネの進展に伴い、減少傾向が続いております。次のページをお願いいたします。

336億円の費用減少の内訳でございます。詳しくは以降、個別に御説明いたします。次のページをお願いいたします。

まず、人件費、委託費についてでございます。効率化計画及び料金査定を踏まえましてこれまで効率化に努めてまいりましたが、給料手当水準の差などによりまして、原価と比較して308億円増加いたしました。

10 ページは組織のスリム化状況でございます。

11 ページを御覧ください。設備関連費につきましては、再エネの増加やレジリエンス対応など環境変化に伴う増加はございましたが、調達価格の削減といった経営効率化や償却方法の変更により、原価と比較して730億円減少いたしました。

12 ページを御覧ください。経年比較でございます。実績費用は、調達価格の削減や償却方法の変更に取組んだことによりまして、2018年度と比較して92億円減少いたしました。

以上が2019年度の託送収支の実績でございます。

続きまして、レベニューキャップ制度の導入を見据えた取組内容や計画、費用について御説明いたします。

15 ページをお願いいたします。送・変・配の設備に対しまして、過去数十年にわたる設

備の保全データを蓄積、分析しまして、持続可能で効率的な改良計画の策定、実行に取り組んでおります。この取組につきましては、先ほど行われました経済産業省様主催の第4回インフラメンテナンス大賞に御選定いただきました。この場をお借りしまして御礼申し上げます。以降、具体的に説明を申し上げます。

16 ページをお願いいたします。2011年度から実施中の送電の取組でございます。地域特性に応じた電線の期待寿命の精緻化によります改良計画の高度化の概要を示しております。次のページをお願いします。

こちらは2019年度から実施中の配電の取組ございまして、高精度巡視で収集・蓄積したデータの分析による改良計画の高度化の概要を記載しております。

18 ページを御覧ください。今後の設備評価方法であるアセットマネジメントの高度化について御説明いたします。この中では、現在実施中の評価基準精緻化の取組をより多くの設備に展開してまいります。

19 ページをお願いします。設備の故障確率及び故障時の影響度に基づく設備リスクの総合評価手法の概要を示しております。次のページをお願いします。

20 ページでは、施工力などの工事に関わる制約条件を加味し、改良工事の投資価値を最大化していくという投資価値評価の取組の概要を示しております。

21 ページをお願いいたします。今後は、高度成長期に建設しました大量の設備の取り替えが必要となる中、設備劣化に関する評価判定基準の精緻化を目的に、アセットマネジメントシステムを開発中でございます。これによりまして、多くの設備を先行き30年程度の長期レンジで、かつ統一した目線で評価でき、より適切な設備投資が実現できると考えております。

なお、設備投資額でございますが、足元は1,100億円、将来は1,300億円と想定しておりますが、御説明しました取組も踏まえ、引き続き効率化に努めてまいります。

22 ページをお願いします。22 ページは、設備投資額の年初計画とその実績について記載しております。さまざまな差異が発生しておりますが、概ね年初計画通りの工事を実施しております。

次の23 ページから28 ページでございますが、主要物品の今後の工事物量をそれぞれ記載しております。基本的には、先ほど御説明した計画の高度化により対応してまいります。本日は鉄塔とコンクリート柱について御説明いたします。どちらも施工力の課題に取り組みながら、段階的に改良物量を増加させる必要があります。

24 ページをお願いします。鉄塔ではこのような取組を進めてまいりますが、高所作業員は依然減少傾向となっております。特殊な労働環境、あるいは休日の取り難さといった課題を認識しておりまして、業界全体で引き続き改善してまいります。

これらを補うべく、23 ページでございますけれども、鉄塔の用地の取得の円滑化、あるいは28 ページに飛びますが、コンクリート柱の道路占用申請と許可手続の電子化などの御協力を要望させていただいております。

29 ページをお願いいたします。ここからは、経営効率化に向けた取組状況を御説明いたします。

30 ページをお願いします。30 ページにまとめておりますが、物量、単価、すなわち資材、工事、この両面から様々な取組を行っております。

31 ページから 37 ページ、詳しい説明は割愛させていただきますが、当社の効率化事例を紹介しております。A I あるいはドローンを用いた事例や取引先様との協業、あるいは施工会社様の都合に合わせた工期の採用、また、他の送配電事業者様との効率化事例の取組、水平展開などを記載しておりますので、後ほど御確認いただけますと幸いです。

飛びまして 38 ページをお願いいたします。様々な取組の結果、昨年は 250 億円の効率化を実現いたしました。今後は、さらに 300 億円というチャレンジングな目標を立て、私をトップに全社一丸となって強力に推進してまいります。

39 ページをお願いいたします。こちらはそのプロジェクト体制でございまして、我々「Reborn」と呼びまして、取組を進めているところでございます。

次の 40 ページから 42 ページには、効率化アイデアの創出状況を記載しております。新たな発想を取り入れるべく、昨年 10 月からはトヨタの「カイゼン」も導入しております。

44 ページをお願いいたします。こちらは、レベニューキャップ制度における各設定目標に対する当社の取組をまとめております。次ページ以降、個別に主たる取組を記載しております。

45 ページをお願いいたします。停電につきましては、2018 年度は超大型でございました台風 21 号の影響によりまして大幅に増加しておりますが、2019 年度はほぼ例年並みの水準となっております。

46 ページをお願いいたします。停電対応といたしまして、お客様への情報発信の強化のため、A I を活用しました停電情報自動応答サービスの運用を開始するとともに、一般送配電事業会社 9 社によるチャット受付対応の連携などに取り組んでおります。なお、これらの

両システムについては、当社グループの会社が開発・改良を行い、全国各社で御採用いただいたものでございます。

47 ページを御覧ください。災害時の対応でございますが、以前から課題とされてまいりました、エリアごとに設備あるいは工具の仕様が違う、あるいは手法が違う、こういった指摘に対しまして、左下のように、昨年、10社の共同訓練を弊社が幹事となりまして実施いたしました。各社が被災地域の資材を用いまして仮復旧をできることを確認しております。右肩に示しますように、安定供給と広域化という複数の目標達成にこの取組は貢献できるものでございます。近年の大規模災害を踏まえまして、右下のように、防災関係各機関との連携も強化しております。次のページを御覧ください。

無電柱化の取組でございます。無電柱化が困難な箇所において、道路実態を踏まえ、新たな工法を採用しております。道路幅が狭い箇所や工事時間の制限などで無電柱化が難しかった箇所について、小型ボックスの採用や埋め戻し材の改善の工夫を行うことで無電柱化が可能となりました。

49 ページを御覧ください。設備拡充につきましては、現在、将来の需給見通し、電源新設の申込みに基づき計画しておりますが、今後は再エネの主力電源化に対応した系統の実現に向けまして、広域機関様とともに作成するマスタープランも踏まえ、設備形成をまいります。

50 ページをお願いします。再エネの導入拡大への対応でございます。新規の再エネ電源連系の回答期限の超過件数の低減や、あるいはネットワークの混雑管理の高度化、発電予測の精度向上などの検討をしております。

51 ページをお願いいたします。サービスレベルの向上を目的といたしまして、供給日遅延率の管理、あるいは確定使用料の訂正率の管理、アンケートによります満足度調査などに取り組んでおります。各取組において、一般的に求められる水準は達成していると考えておりますが、さらに一層の改善を目指してまいります。

52 ページ、53 ページを御覧ください。こちらには、主要品目の仕様統一化に向けた進捗状況を記載しております。今後も全電力大で協調しながら、順次、仕様統一化を進めてまいります。

54 ページ、55 ページを御覧ください。2019年3月に調達改革ロードマップを定めまして、仕様統一化、共同調達を通じた更なる効率化を目指しております。至近では、ガス遮断機の共同調達を実施しておりまして、54 ページに記載したように、2022年度の目標達成に向けて

全社を挙げて取り組んでおります。

56 ページをお願いいたします。再エネ拡大やAI、IoTなどの技術革新の進展といった今後の環境変化を踏まえ、脱炭素化、レジリエンスの実現に向け、デジタル化などの手段を最大限に活用し、経済性も同時に達成できる次世代ネットワークの構築に取り組んでおります。なお、2025年の大阪・関西万博では、一部技術の実装を目指しております。

57 ページを御覧ください。次世代ネットワークの機能の一例でございますが、再エネの普及拡大に伴い、急激な電圧の変動や潮流の複雑化が起これ、適正電圧の維持が困難になります。そのため、新たにセンサー開閉器や光ケーブルの導入が必要となるため、現在、対応を進めております。

最後になりますが、58 ページを御覧ください。危険な環境下での作業もありまして、重篤災害が例年一定程度発生しております。申し訳ございません。近年、新規採用した作業員がなかなか定着しないという状況でございます。一方、作業員の高齢化も進んでいるということで、更なる安全器具等の開発・導入などを進めております。

一方、グループ大では環境調和型絶縁油の開発・実用化を行いまして、電力業界のみならず全国の様々な業界で御採用いただくなど、環境負荷の低減に貢献しております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

続きまして、関西電力から、調達等審査委員会の活動状況ということで御説明いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○関西電力（彌園） 関西電力の彌園でございます。本日は、説明の時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど土井からもございましたが、当社は、役員が社外の関係者から金品を受け取ってありました問題につきまして、この後の説明でも一部触れさせていただきますけれども、現在、再発防止に向けた取組の着実な実行に努めているところでありまして、本日御説明いたします調達等審査委員会も、その一環として実施させていただいているものでございます。

では、まず2ページを御覧いただきたいと思っております。ここには、本委員会の設置に至る経緯、目的として、金品受け取り事案の発覚から改善計画の提出までの時系列と、第三者委員会報告書の概要を記載いたしております。2019年10月2日に設置いたしました第三者委員会から翌年2020年3月14日に調査報告書を受領いたしまして、その中で、当社グループ役員が森山氏等から金品を受領していたこと、また、当社役員が森山氏の要求に応じる

形で事前に発注をする約束をしていたことや、工事案件等の情報を提供していたとの指摘を受けております。その後、3月16日に業務改善命令を受領し、3月30日に業務改善計画を作成し、提出いたしております。業務改善計画の内容は、次ページ3ページのとおりでございます。

3ページをお願いいたします。業務改善計画全体の内容が記載の①から③のとおりで、そのうち、②の工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するための業務運営体制の確立に対応するために、2020年4月28日に本委員会を設置いたしました。

4ページをお願いいたします。本委員会の位置づけでございます。本委員会は、社長以下執行側の機関として設置しておりまして、業務所管部門から独立・中立的な立場で所管部門への指導助言、コンプライアンス委員会、取締役会への報告を行っております。また、委員会の事務局といたしまして経営企画室、並びにそのサポート役として監査法人を外部委託先として活用しておりまして、所管部門から関西電力並びに関西電力送配電の全案件リストの収集や委員からの指導助言事項の実現に向けた調整を行っております。

5ページをお願いいたします。本委員会の構成員と開催実績でございます。まず構成員ですが、委員長に社外から瀧弁護士、社外委員として高田公認会計士、石亀大阪府立大学教授、社内委員として私、彌園となっております。開催実績につきましては、これまで委員会を5回開催しておりまして、第1回、第2回は主に工事の発注・契約等や寄附金・協力金支出の手続について、社内規程の適切性を評価いたしております。第3回以降で個別案件の手続を審査しておりまして、全5回の委員会、構成員全員の出席により開催しております。

6ページをお願いいたします。委員会の案件抽出方法の考え方と審査ポイントでございます。まず、案件の抽出方法の考え方でございますが、工事の発注・契約等につきましては、審査対象期間における全件リストの中から、①にございます金品問題に関連した4社に関する案件は全件、②としまして、①以外のその他リスクが高いと想定される案件として、例えば特命発注の割合が高い取引先との契約からの抽出、さらに対象の全件からランダム抽出で採用して、恣意性を排除しつつ、件数バランスも考慮して抽出しております。一方、寄附金・協力金につきましては、全件を抽出しております。

続いて審査ポイントでございますが、全般的に個別案件の手続が社内規程どおりに適切に行われているかどうか、その上で、工事の発注・契約等については、特命発注において合理的な理由があるかどうか、事前情報提供、元請会社の関与に問題はなかったかについて重点的に審査を実施し、寄附金・協力金については、事業内容や相手方の適切性等について審

査を実施しております。

7ページを御覧いただきたいと思います。個別案件の審査状況でございます。第3回から第5回における個別案件審査の実施対象、件数を表にまとめております。抽出案件でございますが、第3回は、トライアルとして工事の発注・契約等で13件と寄附金3件、第4回は、工事の発注・契約等で37件、寄附金が3件、第5回は、工事の発注・契約等で56件と寄附金が4件、これを審査いたしております。また、第5回からは、工事の発注・契約等について子会社案件の審査を開始しており、6件を審査しております。なお、抽出件数につきましては、対象件数の約1%程度を審査するというようにしております、これは委員にも確認の上決定したものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。個別案件審査における指導事例とその対応でございます。第5回委員会までに、関西電力案件について指導助言がそれぞれ1件ずつございました。指導を受けた案件は第4回で、病院施設における医療機器の購入において、複数社の取扱いがあるにもかかわらず特命発注しておりましたため、競争発注すべきとの指導を受けたものでございます。この指導の対応として、病院が特命発注に関する社内規程の認識不足によるものであったということから、調達本部が所管箇所に対しまして、関連するルールの周知徹底を図り、今後、競争発注に移行するということといたしております。また、助言を受けた第3回の工事発注案件につきましても、競争発注への移行の可能性について検討を進めているところでございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。コンプライアンス委員会並びに取締役会への報告状況でございます。本委員会の開催後に相互に開催結果を報告しておりまして、報告内容につきましても異議なく了承されております。

それでは、10ページを御覧いただきたいと思います。10ページから12ページにかけては、一部繰り返しになる部分もございますが、業務改善計画に基づく再発防止に係る施策実行状況を改めて記載をいたしております。工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するために委員会を設置し、委員会は、社内規程に基づき業務が適切に執行されているかの審査を行い、必要に応じて業務所管部門へ指導助言するとともに、審査概要をホームページで公開をいたしております。

業務所管部門は再発防止策として、10ページ下段以降11ページにかけて記載しております5項目に関する社内規程を制定するとともに、運用ルールを整理しておりまして、現在は、これらに基づき適正な業務運営を行っております。

さらに 11 ページに記載しておりますが、子会社におきましても社内規程の見直しなど厳正化を行いまして、子会社からの発注につきましても本委員会の審査対象とし、グループ全体で工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性の確保に取り組んでおります。

次の 12 ページに記載しておりますが、全従業員に対しまして第三者視点に対する意識向上、本委員会における取組内容や評価結果に対する理解促進のために、本委員会の審議結果につきましてもは補足・解説を加えて、関西電力及び関西電力送配電の社内サイトに掲載いたしております。加えて、関西電力と関西電力送配電の全従業員を対象としまして、新しく制定・改正した社内規程の理解促進並びに当該規程に基づく適正な業務遂行を目的として e-ラーニングを実施いたしております。

以上のような取組によりまして、今般のような不祥事を決して起こすことがないように、最大限に努めておるところでございます。

以上、調達等審査委員会の活動状況について御報告申し上げましたが、引き続きこれらの再発防止に向けた取組を着実に実行するとともに、取締役会コンプライアンス委員会等におきまして、社外取締役、社外委員の客観的な視点から組織的に検証を行い、必要に応じて改善策を加えるなど、絶えずブラッシュアップすることで今後、今般のような不祥事が二度と起こることのないよう努めてまいり所存でございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、次は北陸電力送配電より御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○北陸電力送配電（水野）　北陸電力送配電の水野でございます。本日は、説明の場を設けていただきましてありがとうございます。

それでは、スライドに沿いまして順番に説明してまいります。なお、先ほど関西電力送配電様が説明された内容と重複する部分につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず、2019 年度収支状況について説明いたします。スライドの 4 ページをお願いいたします。2019 年度託送供給等収支の算定結果でございますが、当期純利益は 33 億円、当期超過利潤額は 25 億円の欠損となりました。

5 ページをお願いします。当期超過利潤累積額は 44 億円の欠損となりました。想定単価と実績単価の基本補正後の乖離率は +1.74% となりました。

6 ページをお願いします。当期が 25 億円の欠損となった主な理由です。暖冬影響や景気悪化に伴う電力需要減少による託送収入減少、法的分離対応に伴う委託費等の費用が増加したことが原因となります。

7 ページ目をお願いいたします。当該エリアにおけます一般送配電事業に関わる将来の認識とその対応の方向性につきまして、簡単にまとめさせていただきました。将来といたしましては、収益側では需要の大幅な増加が見込めない一方で、高経年設備の更新工事などの費用増加を見込んでおります。したがって、当社は、さらなる経営効率化に取り組むことで託送費用の上昇を極力抑えていくよう努力してまいります。

続きまして、レベニューキャップ制度導入を見据えた取組や計画運用について説明いたします。13 ページをお願いします。まずは設備投資の工事物流の推移に関しまして、鉄塔等の代表例を挙げて説明いたします。13 ページは鉄塔に関するものです。左下の経年分布とおり、1960 年代から 90 年代の前半にかけて多く建設してまいりました。現在、巡視や点検の結果により把握した発生状況等を踏まえて、塗装あるいは部分交換にて機能維持を図ることを大前提としております。

次に、鉄塔の改良工事に関しましては、公衆安全等の観点から、接触リスクの高い地上高の低い鉄塔や補修部材の製造中止等により、電線の張り替えが困難な鉄塔を優先的に更新する計画としております。なお、工事につきましては、従来は電力需要のピーク時期を避けるために、秋または春に偏りがちでしたが、今後、季節間の平準化を図ることや施工力の確保を図ることで、年間当たり 70~80 基の更新を進める計画としております。

なお、右下のグラフは工事の物量計画になります。過去 3 か年はほぼ計画どおりに工事を実施しており、将来に関しましても、2025 年以降は需要の申込みや再エネ電源の連系など、具体的な工事件名を一部見通すことはできておりませんが、年間 70~80 基の水準で工事を進めてまいります。

14、15 ページは地中送電線及び地中送電ケーブルですが、同様でございます。

16 ページをお願いします。変圧器です。まず、巡視で発見しました漏油補修やパッキンの取替え等を施すことで機器の延命化を図り、劣化診断結果による優先順位づけ、工事物流の平準化を考慮して更新計画を策定しております。なお、一部の変圧器につきましては、更新時期を 10 年延長するなどして、長期的に年間当たり 10 基の更新を計画しております。

17 ページをお願いします。コンクリート柱です。コンクリート柱につきましても、劣化状況に応じた優先順位づけと施工力、工事物量の平準化を考慮して更新計画を策定してお

ります。拡充工事は新增設などの需要申込みに影響を受けることから、経済予測情報を参考に  
にするなどいたしまして、長期的には年間 6,000～7,000 本の工事を実施してまいります。

続きまして、送電、変電、配電に関わる設備投資金額について説明いたします。19 ペー  
ジをお願いします。足元3か年の投資額の計画と実績の比較になります。グラフの一番右側  
の2本の棒グラフが3か年平均となっております、計画 288 億円に対しまして実績は 275  
億円と、4.6%の減少となりました。これは主に配電の申込み工事の減少や送電の鉄塔建替  
え工事等における用地交渉の不調による工事内容の見直し等によるもので、これらの外生  
的な要因を除外いたしますと、ほぼ計画どおりの実績となっております。

20 ページをお願いいたします。投資の将来計画になります。グラフのほうは、左から順  
番に 2020 年度から 23 年度の4か年の計画。右から2番目の棒グラフは、2021～23 年度の  
3か年平均となります。来年度からの3か年平均につきましては、赤色の部分で示します拡  
充工事に関しますものを具体的な件名を積み上げておりまして、トータル 300 億円程度の  
投資を計画しております。

また、一番右の棒グラフが 2024 年度から 29 年度の長期水準となります。現状としては  
290 億円程度ということで、足元3か年と比較いたしますと若干低い計画となっております  
が、今後、送電や変電におきまして需要対応や再エネ電源の連系工事等の具体的な件名が加  
わりますと、増加するものと想定しております。

22 ページをお願いいたします。経営効率化に向けた取組状況につきまして説明してまい  
ります。まず、私を委員長といたします総合経営対策委員会を中心に、社内の諸計画の仕様  
改善、調達コスト低減に取り組むとともに、働き方改革、生産性向上WGの取組も連携させ  
まして、最終的に効率化を反映した経営計画を策定しております。

23 ページを御覧ください。効率化の取組は、大きく分けて下の4つのカテゴリーに分類  
して検討しております。今後も聖域を設けず、他社様の良好事例も取り入れて、さらなる効  
率化に向けて取り組んでまいります。

具体的な取組例、24 ページをお願いいたします。配電用キュービクルの遠隔制御、自動  
整定機能追加による現地業務の効率化の事例について説明いたします。今年度から導入し  
た配電用キュービクルは、機器の点検、工事の際の遠隔制御化と保護継電器の自動整定機能  
を実装いたしまして、現地出向作業量を削減しております。全てに配電用キュービクルを導  
入した場合は、年間 6,000 万円の削減効果があると想定しております。

25 ページをお願いします。営巣巡視の効率化といたしまして、従来、作業員の目視によ

るところを、車載カメラの映像から自動検知する営業自動検知A I を試行的に導入し、現在、実証を進めております。これらを本格導入いたしますと、年間当たり 5,000 万の削減効果を見込んでおります。

27 ページをお願いいたします。他社良好事例の水平展開の事例となります。昨年度の事後評価で、東京電力P G様から御紹介がありました、お客様からの現場写真や位置情報を用いるシステムを当社も導入いたしまして、社員による現場出向確認業務の効率化を図っております。

最後の項目となりますが、現在、託送料金制度の見直しの中で導入が検討されておりますインセンティブ付与目標に対する当社の取組状況について、29 ページ以降で説明いたします。29 ページをお願いいたします。料金制度専門会合で打ち出されました次世代を除く安定供給から安全性・環境性への配慮までの6分野ごとに、取組内容を一覧にまとめました。次ページ以降で分野ごとに説明してまいります。

31 ページをお願いいたします。安定供給のうち災害対応に関する取組は、関西電力送配電様と同様、各関係機関との連携を強化してまいります。

33 ページをお願いします。停電対応における情報収集及び発信の取組といたしまして、大規模停電発生時に被害状況や復旧進捗の現場情報をリアルタイムに把握するために、設備被害情報共有システムや、現場出向者に迅速かつ確実に情報連絡することを目的としたコミュニケーションシステムを導入しております。

34 ページを御覧ください。停電量の低減に向けた取組といたしまして、当社は、過去から北陸の地域特性に応じた耐雷や耐雪仕様の設備を形成してまいりました。その上で、至近の災害の激甚化を踏まえまして、レジリエンス強化対策として変電設備のかさ上げによる浸水対策や開閉装置一体型移動変圧器の拡充などを行っております。

36 ページをお願いいたします。設備拡充の考え方といたしましては、先ほども触れましたけれども、10か年の拡充計画を策定し、需要想定や再エネの導入拡大を踏まえて、毎年、計画の見直しを行っております。流通設備全体の総合的な経済性の追求、系統の拡張性の観点を考慮いたしまして、系統信頼度の確保を基本的な考え方として、合理的な設備形成計画を策定しております。

37 ページをお願いいたします。設備保全も10か年の更新計画を策定し、毎年度、計画の見直しを実施しております。設備の劣化状況、施工力及び工事平準化の観点を踏まえることは先ほどの説明と同じでありますけれども、設備の合理化の観点に加えまして、今後は 38

ページに記載のとおり、アセットマネジメントの考え方も踏まえた更新計画を策定し、着実に実施してまいります。

39 ページをお願いします。参考までに、施工力確保に向けた取組といたしまして、北陸地域の送配電工事会社様と一緒に2015年に立ち上げました「Eリーグ北陸」という企業グループで、送配電工事従事者の確保や定着に向けた活動を行っております。活動の成果といたしましては、工事従事者は2019年度末で、取組前に比べまして1割程度増加しております。

41 ページをお願いします。発電予測精度向上に資する取組としまして、今年度は複数の気象モデルの統合を図るとともに、日射量予測値の実況補正を来年度導入する計画としております。

42 ページをお願いします。サービスレベルの向上の取組です。託送料金計算等に用いるシステムの再構築により、ヒューマンエラーの未然防止や業務効率化を推進していくこと。

さらには、43 ページをお願いします、停電時のタイムリーな情報提供の強化に取り組んでいます。

48 ページをお願いします。デジタル化の取組状況となります。一例といたしまして、当社では、送電線工事の検査記録の報告作業におきまして、AR（拡張現実）技術を用いた架線検査記録アプリというものを開発いたしまして、作業員の安全性向上や業務効率化を図っております。

最後になります。51 ページをお願いします。安全性・環境性への配慮です。VR（仮想現実）技術を用いた危険体感システムを導入いたしまして、作業員の危険感受性や安全意識の向上を図り、災害の未然防止に努めております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、続いて、中国電力ネットワークより御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○中国電力ネットワーク（松岡）　　中国電力ネットワークの松岡でございます。本日は、御説明の場を設けていただきましてありがとうございます。説明に入る前に、昨年12月下旬から1月中旬にかけて、中国エリアにおきましても寒波のために電力需給逼迫状況が続きました。電気の効率的な使用に御協力いただきましたことを、この場をお借りしまして改めてお礼申し上げます。

それでは、御説明させていただきます。託送供給等収支の状況でございます。4ページにお進みください。2019年度の託送供給等収支の算定結果でございますが、送配電部門の収支は67億円の当期純利益となり、当期超過利潤につきましては41億円の欠損となりました。

5ページにお進みください。前期までの欠損額を加えました当期の欠損累計額につきましては442億円となり、想定原価と実績単価の乖離率につきましては3.84%となりました。

6ページにお進みください。当期欠損が発生した主な原因としまして、実績費用につきましては、減価償却方法の変更や効率化により想定原価を下回ったものの、節電や省エネルギーの進展等に伴う実績収入の減少が大きく、結果、41億円の欠損となりました。

続きまして、7ページにお進みください。参考としまして、実績収入と実績費用の推移をグラフ化して示しております。実績収入、青色の棒グラフになりますが、お客様の電気の使用量の減少等により、想定収入を下回る傾向で推移しております。実績費用、これは茶色の棒グラフになりますが、これにつきましても効率化等により低減しているところではございますが、今後は、エリア需要が伸び悩む一方、高経年化設備の更新や再生可能エネルギー拡大の対応といった費用が増加していくものと考えております。そのため、需要に応じた低コスト構造へ転換すべく、さらなる効率化の推進や託送需要の創出による収益拡大に向けて取り組んでまいります。

8ページから11ページにつきましては想定原価と実績費用の比較の詳細な内訳を示してございますが、説明は割愛させていただきます。

13ページに飛んでいただきまして、レベニューキャップ制度の導入を見据えた取組内容等を御説明いたします。このページから19ページにかけて代表5品目の更新計画策定の考え方、これは設備投資物量推移を示しております。長期的な更新計画につきましては、劣化調査結果や故障率の上昇する時期等から想定される設備ごとの方針目安等を踏まえ、平準化を考慮して策定しており、過去の不具合事例や個々の設備の劣化状況を勘案した上で、適切な時期に更新するよう調整を行っているところでございます。

また、こうした高経年化対策の長期更新計画につきましては、後ほど御説明いたします経営ビジョンの策定と合わせて、取締役会でオーガナイズした上で着実な実施に向けて取り組んでいるところでございます。

個々の物量については各社様と同様の記載をしてございますので、説明を割愛させていただきます、21ページに飛んでください。このページは設備投資金額の推移を示しております。

至近3か年の実績につきましては、拡充工事はおおむね計画どおりとなっておりますが、改良工事は、用地取得、停電調整状況に基づく工期見直し等により計画を下回っております。

22 ページにお進みください。このページは、1990 年度から 2030 年度までの投資実績及び計画の推移全般を示したものでございます。

続きまして、経営効率化の取組状況について御説明いたします。24 ページにお進みください。中国電力ネットワークの事業開始に当たりまして、事業運営の羅針盤となる 2030 年度をターゲットにした「経営ビジョン 2030」を昨年策定しました。送配電事業の強化、新規事業の展開、地域活性化への貢献の3つの柱に取り組むことにより、地域社会とともに発展する企業を目指してまいります。

続いて、25 ページにお進みください。この経営ビジョンで掲げた目標達成に向けアクションプランを作成し、中期経営計画における業績目標とは別に、長期的視点から定量把握するための管理指標である K P I を新たに導入しました。この K P I 管理や中期経営計画を通じた経営効率化の具体策を、本社・事業所が一体となって実践してまいります。

26 ページにお進みください。2019 年度は 142 億円の効率化を創出しているところでございますが、経営ビジョンでターゲットとした 2030 年度までには、さらなる効率化目標額 80 億円の達成に向けて、投資・費用全般にわたる効率化の取組を着実に進めてまいります。

27 ページから 31 ページにかけては具体的な効率化事例を御紹介させていただいておりますが、説明を割愛させていただきます。

32 ページに飛んでいただけますでしょうか。32 ページには、他社の効率化事例の当社取組状況について記載しております。他社の効率化事例につきましても、実施可能なものにつきましては水平展開を図るとともに、毎年、その取組状況について整理しております。今後当社への適用可否検討を進め、順次導入してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、34 ページにお進みください。レベニューキャップ制度における設定目標に対する分野ごとの当社の取組内容について整理した表でございます。まず、安定供給の取組について御説明いたします。

35 ページにお進みください。棒グラフがございまして、1 需要家当たりの停電回数と停電時間の年度推移を示しております。2019 年度につきましては、台風等の大きな影響もなく、現行水準を維持しております。引き続き設備の巡視、点検、改修等の適切な保全に努め、停電量低減に向けて取り組んでまいります。

続いて、36 ページにお進みください。2018 年 7 月に発生しました豪雨災害を踏まえて社内に設置しました「平成 30 年 7 月豪雨災害対応等検証委員会」での検討内容を踏まえて、被害、復旧状況を迅速に収集する I T ツールを導入し、スピーディーな情報収集による停電の早期復旧に取り組んでいるところでございます。また、SNS を活用した迅速な情報発信等、迅速かつ正確な情報発信にも取り組んでおります。

37 ページにお進みください。防災関係機関と協定を締結し、復旧活動の迅速化、支援体制の強化を図っております。また、昨年 9 月の台風 10 号襲来時には、協定に基づきリエンゾン受入れや自衛隊ヘリコプターに当社社員が同乗し、設備巡視を実施しております。

38 ページにお進みください。このページは、大規模災害時に対する取組といたしまして、他社様との共同運営によるコールセンター業務の連携強化や共同の連携訓練を実施するなど、迅速・的確な復旧に向けて取り組んでいる事例を記載してございます。

39 ページにお進みください。設備拡充につきましては、需要増加、新規電源開発への対応、及び設備の改廃による設備構成の効率化を目的とし、将来にわたって電力系統を適切に運用できるよう、総合的な見地から最も合理的な計画をしております。

40 ページにお進みください。更新計画につきましては、巡視、点検、事故障害といったデータから設備状況の評価を行い、最新の知見を反映した保全・更新方針を策定しております。その方針に基づき、実際の劣化状況、施工力、事故時の影響及び所要資金等を考慮した更新計画を策定しているところでございます。

41 ページにお進みください。今後増加する高年化設備に対応するため、設備ごとの影響度や故障発生確率をリスクとして評価するアセットマネジメント手法を取り入れ、リスク総量を考慮した長期的な設備投資の調整を行い、適切かつ合理的な設備更新計画を策定するよう検討を進めているところでございます。

42 ページにお進みください。無電柱化についてのページでございます。現在、「第 7 期無電柱化推進計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」において、道路管理者と合意が得られた箇所について、例えば真ん中の段、岡山県矢掛町の無電柱化の写真を入れています。水害停電リスクの低減も図りながら整備を確実に進めているところでございます。低コスト手法の導入に向けた実証試験も実施しているところでございます。

43 ページにお進みください。ここからは再生可能エネルギー導入拡大に向けての取組状況でございます。図にお示ししていますように、再生可能エネルギー連系のお申し出に対し

まして、当社窓口を一本化するとともに、社内共通の工程管理表やマニュアル類を整備し、関係箇所では情報を共有することで、適切かつ迅速な対応に努めているところでございます。なお、2019年度の受電予定日の遅延は0件でございます。混雑管理や44ページに記載の発電予測精度向上につきましては、他社様と同様に進めているところでございますので説明は割愛させていただき、45ページにお進みください。

このページは、サービスレベルの向上への取組について記載しております。需要家様からの接続のお申し出につきましても、先ほど御説明した再生可能エネルギー連系のお申し出と同様に、適切かつ迅速な対応に努めているところでございます。なお、2019年度の供給開始日の遅延は、本件についても0件でございます。また、下に図で示しておりますように、計量、料金算定、通知等の誤り防止に向けて、人による対応を極力低減させるため、新規システム開発やRPAの活用等を進めているところでございます。

46ページにお進みください。お客様へのアンケート調査を通じて当社への評価やニーズを把握し、業務運営に反映するだけでなく、小売・発電事業者や事業運営上関係のあるステークホルダーからいただいた御意見、御要望を踏まえた改善活動にも取り組み、改善内容をお客様へ確実にフィードバックすることでお客様満足度の向上を図っております。

1つ飛んで48ページにお進みください。このページは、広域化への取組について記載しております。2018年度に策定しました「調達改革ロードマップ」のうち、3品目の仕様統一につきましては、御覧のとおり完了したところでございますが、今後も、他社様とも協調しながら調達コストの低減に向けて取り組んでまいります。

次に、デジタル化に向けた取組について51ページで御紹介したいと思います。51ページには、業務運営の将来を目指す姿の実現のために必要なデジタルトランスフォーメーション技術とその実現について、DX推進計画として整理し、実証試験を行った上で、可能なものから順次、実業務への適用を進めているところでございます。

52ページにお進みください。これは例としてドローンについて記載してございますが、昨年10月に電力設備の巡視、点検を目的とする飛行では、全国初となる無人地帯での目視外飛行の実証試験に成功しております。

最後に、安全環境性配慮への取組状況について御説明いたします。54ページにお進みください。社員や請負工事等における作業安全の確保に向けて安全対策協議会を設置して、事業運営に関わる全ての労働災害の撲滅に向けて継続的に取り組んでいるところでございます。

55 ページにお進みください。環境性への配慮としましては、電力設備に使用する六フッ化硫黄ガスにつきましては、取扱い基準に基づき再利用を推進し、地球温暖化防止に努めております。

また、56 ページに記載しておりますが、微量PCB廃棄物につきましても、PCB特措法に基づき無害化処理を計画的に進めているところでございます。

当社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、沖縄電力より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○沖縄電力（横田） 沖縄電力常務取締役送配電本部長の横田でございます。本日は、説明のお時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、資料5-7に沿って説明させていただきます。3ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、託送供給等収支の算定結果でございますが、2019年度については22億円の当期純利益となり、また事業報酬等を差引いた後では6億円の当期欠損額となりました。

4ページをお願いします。このため、前期までの欠損額を加えました当期の欠損累積額については78億円となっており、一定水準額39億円を下回っている状況でございます。想定原価と実績原価の乖離率については+3.35%、基本補正後では+4.95%となっております。

続きまして、5ページを御覧ください。当期欠損額6億円の発生要因は、需要が増加したことにより収入が8億円増加したものの、修繕費等の費用も増加したことによるものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらは実績収入と実績費用の推移を示してございます。実績収入は想定原価とほぼ同水準となっており、お客様の電気の御使用量の増加により想定収入を上回る年度も生じてございます。実績費用は、修繕費の増加等の要因はあるものの、効率化の取組を進めることで想定原価とほぼ同水準まで抑制しております。将来の見通しですが、収入については、人口の伸びが鈍化傾向にあることに加え、省エネ機器の普及により大幅な需要増加は見込めず、横ばいの状況となる見通しです。費用については、レジリエンス強化に向けた対策や高経年化設備の維持更新等に伴い今後も設備投資は増加傾向にありますが、より一層の経営効率化による費用削減に努めてまいります。

続いて、7ページから10ページは比較の詳細となりますので、御説明は割愛させていただきます。

続きまして、11ページから15ページのほうをお願いいたします。代表的な設備の物量の実績と将来見通しをお示ししてございます。現在、アセットマネジメントの考え方については検討中ではございますが、今後の設備更新計画に取り入れる予定でありますことを御承知おきいただければと存じます。

まず、11ページの鉄塔につきましては、改良工事において高経年を主要因とした設備更新はなく、移設要請に伴う対応等が発生してございます。

次に、12ページですけれども、架空送電線であり、拡充工事は主に信頼度向上を目的に実施してございます。改良工事は、劣化の状況を調査しながら施工力を考慮して実施してございます。

次に、13ページですけれども、送電ケーブルであります。拡充工事は同様に信頼度向上を主目的に実施しており、改良工事については、経年状況等を勘案して取替えを計画してございます。

次に、14ページです。こちらは変圧器になります。拡充工事は、主に需要増対応を目的に実施してございます。改良工事については、漏油補修や部品取替えによる延命化を図りながら、点検結果を踏まえ取替え計画を策定してございます。

次に、15ページです。こちらはコンクリート柱です。拡充工事は、同様に需要増対応を主目的に実施しておりまして、改良工事は、定期的な線路巡視の結果を個別に評価し、設備更新を行ってございます。

続いて、16ページを御覧ください。こちらは拡充・改良の投資総額の実績と今後10年間の将来水準ですが、過去の3年間の拡充・改良工事は共に増加傾向となっております。将来水準については、改良工事において高経年化対応の増加が見込まれております。

続きまして、経営効率化の取組状況について御説明をさせていただきます。17ページを御覧ください。弊社は、全社的に品質マネジメントシステムを構築しておりまして、同システムを通じて各業務プロセスをチェックし、日々の業務改善及び効率化につなげておりますが、新たに調達コスト低減検討会を立ち上げ、調達コスト低減に係る施策の実績、調達計画などを部門間で共有し、さらなるコスト低減に向けた検討に取り組んでございます。

次いで、18ページを御覧ください。仕様・設計の標準化による効率化の取組について御紹介いたします。従来のケーブル接続鉄塔には、ケーブル工事等を考慮いたしまして腕金に足

場を設置してございましたが、これを省略し、塔全体の重量減や足場塗装や取替えの省略化によるコスト低減を図ってございます。

次に、設備保全の効率化について3件説明させていただきます。19 ページを御覧ください。腐食した圧縮引き留めクランプの取替えと経年劣化に伴う電線張り替えを合わせて実施することで、資材費及び工事費のコスト低減を図ってございます。

次に、20 ページです。変圧器タップ切替え開閉器の精密点検について、従来は10年に1回の周期で精密点検を実施していたものを、動作回数基準等に変更することで効率化を図っております。

次に、21 ページを御覧ください。ガス遮断器の内部点検頻度の見直しについて、こちらも従来は12年に1回の周期で内部点検を実施していたものを、期間周期の管理から開閉回数の管理に見直し、効率化を図ってございます。

次に、22 ページを御覧ください。こちらは、弊社としては効率化に資する新規の取組の紹介となっております。これまで無電柱化路線の沿道に設置する地上設置変圧器については、電灯・動力両需要に対応可能な複合変圧器を採用してございました。しかし近年、宅地の区画内の道路を無電柱化するケースが増加してございまして、そのような場合にはほとんどが点灯需要であることが想定されます。設備構築費用の低減を目的に、地上設置形の単相変圧器を開発、導入してございます。

ここまでの説明は弊社が取り組む経営効率化施策の一例でございますけれども、引き続き、コスト低減や業務効率化の検討を実施してまいりたいと思います。

続いて、23 ページを御覧ください。こちらから、2023 年度に制度開始を予定しているレベニューキャップ制度における設定目標に対する取替えについての説明となります。まず、安定供給に関する項目について説明させていただきます。下のグラフは、1 需要家当たりの停電回数と停電時間を設備別、要因別に示してございます。沖縄エリアは台風常習地域のため、災害に起因する停電の発生が多い傾向にありますが、引き続き、設備被害の対策と台風時の早期停電復旧に努めてまいります。

次に、24 ページを御覧ください。図に示してございますように、台風被害に伴う停電量低減に向けて、設備被害の対策として、耐磨耗電線への張り替えや山間部の電線路移設、低風圧電線の採用、早期復旧として遠制開閉器の拡充等を実施してございます。

次に、25 ページを御覧ください。弊社では、ホームページにおいて停電状況をリアルタイムで掲載するとともに、フェイスブック、ツイッターといったSNSを活用し、事前対策や

復旧作業の様子、毎正時の停電状況等を発信しております。また、新聞やラジオ等各種媒体を活用いたしまして、さまざまな世代のお客様への効果的な情報発信に努めてございます。

続いて、26 ページです。こちらは、災害発生に備え関係機関と連携し、迅速な復旧に努めている様子でございます。また、災害時連携計画に基づき、一般送配電事業者共同の連携訓練を実施しております。

続いて、27 ページを御覧ください。災害時におけるお客様からの問い合わせ対応の新たな取組といたしまして、電力協業で実施してございます停電情報自動応答システム及び共同チャットセンターへ 2021 年度より参画し、災害時の情報発信の強化を行います。

次に、28 ページを御覧ください。設備拡充の考え方について説明させていただきます。送配電設備計画は、電力安定供給の確保及び自然災害への備えを基本方針とし、長期にわたる安定的な設備機能を維持するとともに、適切かつ効率的な設備形成による供給信頼度の向上に取り組んでございます。計画策定に当たりましては、需要増への対応や系統安定化などの方針を具体化した上で、設備の状況、個別工事の進捗など総合的に勘案し、毎年、10 年計画を策定してございます。

次に、長期更新計画のあり方について御説明いたします。29 ページを御覧ください。将来的に増加が見込まれる高経年設備に対しましては、現状の知見に基づく期待寿命や設備更新数量を勘案し、計画を策定してございます。また、至近年の定期的な巡視や点検の結果、施工力を勘案し、前倒しを含めた設備の更新計画を立ててございます。今後、アセットマネジメントの考え方を取り入れた設備更新計画の策定に取り組んでまいります。

30 ページですけれども、こちらが取組の内容の一つとなっております。

次に、31 ページを御覧ください。無電柱化の取組については、国が策定する無電柱化推進計画に基づきまして着実に取り組むとともに、低コスト手法の取組についても検討を進めてまいります。

続いて、32 ページを御覧ください。弊社では、再エネ導入拡大に向けて新規再エネ電源の早期かつ着実な連系のための工程管理に取り組むとともに、連系申込みのウェブ受付に向けたシステム開発に取り組んでおります。また、弊社独自で日射計を設置いたしまして、発電予測精度の向上に向けた取組を効率的に進めてございます。

33 ページを御覧ください。弊社はサービスレベルの向上を目的に、お客様からの供給申込みに際し、期限を遵守した工程管理に努めるとともに、接続申込みのウェブ受付に向けたシステム開発、ハンド処理の低減による料金誤算定の防止等に取り組んでございます。

34 ページですけれども、調達改革ロードマップの対象3品目の進捗状況です。新規取引先の拡大や他電力との共同調達などに取り組んでございます。

続いて35 ページですけれども、調達コスト削減に関する管理指標でございまして、202年度の目標達成に向けて各項目ごとに取り組んでおります。

続いて36 ページですけれども、調達の工夫に関する施策の取組状況でございまして、いずれも、実施または実施に向けた検討中でございます。

37 ページを御覧ください。全国の一般送配電会社とともに仕様統一に向け取り組んでいる品目について、現状と今後の見通しをお示ししてございます。

続きまして、デジタル化の取組について御説明いたします。38 ページを御覧ください。弊社では、人材とデジタル技術等を活用したビジネス刷新を「おきでんDX」と称し、攻めの効率化、さらなる安定供給、トプラインの拡大につなげる取組を通じて、新たな価値を創造することとしております。

その取組の具体的な例として、39 ページでドローンによる保守点検、40 ページでAI活用による配電設備点検について御紹介してございます。

最後になりますけれども、弊社の安全性・環境性への配慮について、41 ページ、42 ページに御紹介しております。安全性への配慮として、弊社は労使一体となった安全文化の浸透、安全確認と安全管理の徹底により、労働災害の未然防止に取り組んでおります。また、環境性への配慮として、環境法規制の遵守はもとより、従業員の環境意識の向上などに努めており、自主的かつ積極的に環境負荷低減に取り組んでおります。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ヒアリング最後になりますけれども、東京電力ホールディングスより御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○東京電力ホールディングス（朝岡） 東京電力ホールディングスの朝岡でございます。本日は、このような御説明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

福島第一原子力発電所の事故から10年が経過しようとしております。今なお福島の方々をはじめ広く社会の皆様にも多大なる御負担、御心配をおかけしていることについて、心より深くおわび申し上げます。今回は、東京電力パワーグリッドからの説明はございませんが、私からは、昨年と同様に廃炉負担金について御説明いたします。

それでは、3 ページを御覧ください。1. 目、最初のリード文にありますとおり、2016年

12月の閣議決定におきまして基本指針が示されております。福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、当社グループの総力を上げて責任を果たしていく必要があると示されました。2.目にありますように、同指針に基づきまして機構法の改正が行われました。廃炉等積立金制度が創設されまして、廃炉に必要な資金を機構に積み立てることとなりました。当社といたしましても、3.目にありますように、2017年5月に大臣認定をいただいた「新々・総合特別事業計画」におきまして、廃炉の着実な実施に向けグループ全体で総力を上げて廃炉等積立金の原資を捻出すべく、送配電事業の合理化分について廃炉等負担金として、パワーグリッドからホールディングスへ廃炉に要する資金を支払うこととしております。

以上を踏まえまして、4.目にありますように、廃炉負担金に関する契約を締結の上、2019年度につきましては、パワーグリッドからホールディングスへの支払い額として1,233億円の廃炉等負担金を計上しております。具体的な金額の算定につきましては、次のスライドにて御説明いたします。

4ページを御覧ください。上のほうにあります資料、算定根拠と示した部分を御覧ください。ここにありますとおり、2019年度の廃炉等負担金1,233億円については、契約締結時点での送配電事業の合理化分としての超過利潤見通し889億円に基づいて算定しております。その上で廃炉等積立金の積立額との比較、廃炉等負担金支払い後のパワーグリッドの利益水準等を鑑みまして、パワーグリッドの財務健全性を毀損しないこと、パワーグリッドの負担が過大でないことを確認した上で、ホールディングスからパワーグリッドに通知をしております。

続きまして、5ページを御覧ください。現在の福島第一原子力発電所の廃炉の進捗状況について簡単に申し上げます。主な課題における至近の進捗状況につきましては、こちらに示しましたとおりでございますが、今後も政府が定めた中長期ロードマップですとか当社が作成しております廃炉中長期実行プランに基づきまして、国内外の英知を結集し、安全・着実に廃炉を推進してまいります。

最新のトピックスといたしましては、2019年4月から開始しておりました3号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しが本年の2月28日に完了しております。今後は、廃炉中長期実行プランの見直しを適宜行いながら、汚染水発生量のさらなる低減ですとか、使用済み燃料プールからの燃料取り出し、あるいは1号機から3号機の燃料デブリの取り出しなど、安全かつ着実に取り組んでまいりたいと思っております。

私からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、ヒアリングは以上で終了ということでございますが、ただいまの事務局、各社からの説明について、各委員から御意見を伺いたいというふうに思います。先ほどと同じ手順でして、Skype のチャットに発言希望を御記入いただいて、私のほうから御指名させていただくということにしたいと思います。

どなたか発言を希望される方いらっしゃいますでしょうか。

河野オブザーバーが発言を希望ということで、どうぞ御発言ください。

○河野オブザーバー　　オブザーバーの日本消費者協会・河野でございます。発言させていただきます。

今回、今の議題でございます事後評価に関しましては、ルールもあることすし御報告のとおりだというふうに受け止めました。その上で、東電パワーグリッド様も含めて5社の方より具体的かつ詳細な経営報告をいただいたことに関しまして、消費者として簡単な受け止めをお伝えしたいというふうに思っております。

まず第1点目として、関西電力様の調達等審査委員会の件ですけれども、電気事業法に書かれている最初の法律の目的に「電気事業の健全な発達」というふうに書いてありますけれども、そういった大きな視点から考えても、非常に恥ずべき状況だというふうに思っております。今後に向けて最大限努めてまいりますというお話でございましたけれども、努めるのではなく、当然コンプライアンスをしっかりと守っていただきたいというふうに思っております。それが1点目です。

2点目なのですが、各社様から現状の取組、特に電気事業法の改正に伴って今後導入されるレベニューキャップ制度の導入を踏まえた形での経営の環境というか状況を御説明いただいて、こういった説明をしていただきますと、消費者にとっても非常に個々の状況が分かりやすくなるというふうに思っておりました。その上で申し上げたいのですけれども、4社の御説明の中で、電力システム改革は現在進行形ですけれども、一番私が、これなら今後に向けて、さらに先に向かって、法律等が目指しているところが実現できるだろうと思っていた御報告がございました。それは中国電力様が御説明してくださった24ページ、25ページでございます。

そこで示していただいていますのは、まず前提として全社的な経営目標があると。そこに書かれているのが、お客様、地域、設備、グループ会社、社員、そして異業種企業というふ

うに書かれていて、新規事業の展開と、新たに、これまで電力事業として想定していた以外の部分にもしっかりと着目していらっしゃることを内外に公表している資料をつけてくださっているということです。この 24 ページと 25 ページの P D C A サイクルの回し方、こういうものをしっかりとつけてくださることによって、新たな効率化ですとかレベニューキャップ制度による事業の独立採算性で、裁量権を持って企業経営に取り組めるというふうなところに対する今後の期待につながるというふうに思って拝見させていただいておりました。ぜひこういった形で、広い視点で社会に対して電力事業者が果たすべきパーパスというふうな見地で情報提供をしていただければいいなというふうに考えております。

最後なのですけれども、一番最後に東電のパワーグリッド様から御報告のあった廃炉費用の妥当性なのですけれども、福島事故から 10 年たちました。福島の復興と廃炉への取組というのは、今後も先が見えない状況でずっと続けていかなければならないですし、この費用負担というのは、ある意味日本社会全体の責任のようなものであって仕方がないとは思いますが、改めて今この多額の廃炉費用のことを考えますと、この廃炉費用を次世代のクリーンなエネルギー開発に使うことができれば、この費用全体をグリーン成長戦略として書かれているさまざまな今後の施策に応用できれば、どれほど素晴らしいことなのかなというふうに思っております。後ろを振り向くことはしたくないですし、前を向いて取り組まなければいけないとは思いますが、ぜひこういった面に対しまして各電力会社様、前向きな取組をしていただければいいと思いますし、より社会とのコミュニケーションをしっかりとって、料金だけに拘泥するのではなく、社会的な課題解決や電気事業者さんの価値の向上のために、ぜひこれからも企業経営を頑張っていただきたいと思っております。

私は以上です。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

それでは、ほかの方で御発言御希望いらっしゃいますか。この会議としては、長くても 3 時半ぐらいをめどにということで考えておりますが、ほかはいかがでございましょうか。

村上委員が御発言御希望ということでよろしいでしょうか。では、村上委員どうぞ御発言ください。

○村上委員　どうもありがとうございます。各社さんからの詳細な、かつ具体的な御報告ありがとうございました。現場のことを、写真なども拝見しながら勉強することができました。

その上で、2 点御質問があります。まず 1 点目は、今後、レベニューキャップ等を決めて

いくとときにさまざまな目標設定をする。その際に、例えば顧客満足度などは、地域のステークホルダーとミーティングをして、対話の場を持って目標設定をしていくということが示されていたと思うのですが、これはこれからの話だとは思いますが、今も既にされているところがございましたらお教えいただければと思います。

もう一点は、関西電力さんの金品授受の問題を踏まえてコンプライアンスを高めていくための努力ということで御報告をいただいた件です。調達等審査委員会というのが設けられ、寄附金や協力金に関しては全件ここを通して検討されていくということで、非常に透明性が高くなって、よい形になったのではないかなと思ひながら拝見しておりました。報告には審査状況の結果なども報告されておまして、2020年度の4月から9月末までの全件について指摘等がなかったということも、8ページで報告されていたと理解しております。

たまたまなのですけれども、今朝の朝日新聞で、敦賀市への道路建設のための寄附金の記事が出ておりましたけれども、2018年から関西電力さんも寄附を再開しているというふうに書かれてあったのですが、この件は、2020年度に関しましては、既に3回の審査委員会を通過して了承を得た上で実施されているというものなののでしょうか。それとも、この期間には入っていないで、これから了承されていくというものなののでしょうか。現状をお教えいただければと思います。

○山内座長　　ありがとうございました。御質問なので簡単に、最初の質問で、どなたか該当する会社の方いらっしゃいますか。

分かりました。そしたら、また後ほどお答えいただくとして、関西電力について、今の件いかがでしょうか。

○関西電力(彌園)　　お答えいたします。報道にあった道路に対する我々の負担金でございますけれども、これは福井県が原子力災害制圧道路に認定したということ踏まえまして、当社としては、万が一美浜発電所で重大事故が発生した場合の原子力災害制圧道路として将来的に活用できるという判断の下に拠出したものでございます。

したがって、これは寄附金ということではなく、道路法第58条に基づく原因者負担金として拠出をいたしております。したがって、この調達等審査委員会の対象ではないということで寄附金としての取扱いはしておりませんので、この委員会では取り上げていないということでございます。

以上でございます。

○山内座長　　村上委員、よろしいですか。

○村上委員 ありがとうございます。理解いたしました。

○山内座長 では、次に松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員 当初言おうとしたことと、今の村上委員とのやりとり、ちょっとよく分からなくなってしまったのですが、村上委員の今の点についての御質問というのは、委員会を通っているのかというのは、関西電力が設置したコンプライアンスの委員会を通っているのかという質問だったのですか。

○山内座長 そうですね。

○松村委員 この委員会、政府の委員会という意味ではないのですね。

○山内座長 違います。

○松村委員 分かりました。ありがとうございます。

もともと言おうとしていた点です。関西電力の最初の資料の47ページのところで、正しくとか適切に整理して下さっていると思うのですが、別の委員会で整理されているとおり、仕様統一化に関しては、仕様統一化することが防災の観点から見ても効果はあるけれども、もちろんほかの大きな利益があるので、強力に進めるべきだけど、余り性急にやろうとするとコストがかかってしまうので、できるところからやって、長期的に仕様を統一していく。その仕様を統一していく過程で、独自の仕様が残ってしまっているのに関しても、残っている間、手をこまねいているわけにはいかないので、ここで御指摘いただいたような、仕様が違うということを前提とした応援体制の構築をするという、二段構えになっていたはずです。

今回の説明、正しいと思うのですが、後者の説明だけだったわけですがけれども、ほかの委員会でも約束したとおり、長期的にはこういうことがかなりの程度、必要なくなるという大変なですけど、それぞれの資材が違うだとかやり方が違うだとかいうようなこともなくなってくると理解しています。その上で、今取り組んでいるものとしてこれが出てきたと理解しています。くれぐれも、これをやっているからもう大丈夫と思わないようにぜひお願いします。しかし、この点はもう既にほかの委員会で確認されていることなので、この委員会であえてもう一度確認しなければいけないことではないと思います。

次に、同じく関西電力のその次の資料ののですが、調達等審査委員会を設けて、透明性を高めるために努力して下さっていることが伝わってくると思います。いろいろな意味でよい取組がされていると思います。上だけではなくて、現場も情報を共有する、意識をそろえる取組も含めて、適切な対応がされていると思います。

ほかの会社も、不祥事を起こしたわけではないとはいえ、こういう委員会を設けるべきかは別として、望ましい取組については、これを参考にして取り入れられるものはぜひ取り入れていただきたい。その上で、この委員会で調べているものは、コンプライアンスをちゃんと満たしているかどうか、社内でもともと定めたルールに従ってちゃんとやられているかどうか、適切にやられているかどうかを調べるのであって、調達そのものが適正かどうかを調べる委員会ではないと思っています。寄附金について1件1件調べていますが、その寄附金を託送料金の中に今後入れてもよいものかどうかというのは全く別の問題。つまり、コンプライアンスをちゃんと満たしていることは必要条件ではあるけれども、もちろん十分条件ではないので、この第三者の委員会でちゃんと審査された結果、適切なものだったので、当然に入れられるべきだなどという乱暴な議論にならないことを願っております。

以上です。

○山内座長　　ありがとうございました。

特にお答えよろしいかと思いますが、ほかに御発言御希望の方はいらっしゃいますか。

川合委員、どうぞ。

○川合委員　　ありがとうございます。私も今日のデータ等、特に委員会事務局のほうで作成された資料等を見ると、今後、需要の伸びというのはそれほど期待されていない一方、高経年化した設備に対する投資というのがますます必要にもなってくるという中、いろいろな取組をしていかなければいけない。そのお取組を今日説明いただいて、よかったと思っています。

ただ、今後そういう作業を進めていく上で何が求められてくるようになるのか、ボトルネックはどこにあるのか、構造的な問題としてよくよく検討していただければなと思っています。関西電力さんのパウポの58ページのように、ここで一番気になっているところが、高所作業をするような従業員、これらの作業員ですね、こういう人たちの高齢化が進んでいて、事故も起っているし新規従業員が定着していない。要するに、作業をするマンパワーがどんどん減っていってしまう、事故も起こる、高年齢化する。こういう中で、非常にこの辺がボトルネックになってくるのではないかなと。

他方で北陸電力さんのを見ると、そういうところに対していろいろ取り組んで……（音声途絶）

○山内座長　　ちょっと確認する間、圓尾委員に先に御発言願うということで、圓尾委員どうぞ。

○圓尾委員　　圓尾です。先に発言させていただきます。

まず、事務局から御提案いただいた法令に基づく事後評価の報告内容については、私、このとおりでいいと思います。資料5-2、事後評価の取りまとめの案には同意したいと思います。

もう一点、想定原価と実績費用の乖離について各社さんから御説明いただきまして、特に設備関係費のところ、減価償却とか修繕のところ、償却方法の変更はともかくとして、それ以外のところで、効率化によって減少しているという説明が各社さんからありました。収入の減少に伴って必要な設備関係の投資を単純に繰り延べたということであれば、今後の費用にも影響してくるので、そこを把握することが必要だと思いますけれども、今回の4社の説明を伺っていると、そうではなくて効率化、本当に必要なアクションなのかどうかということをちゃんと精査して詰めて見直したと。その結果ということは、今回費用がその分下がったのは、来年度以降にも生きてくるような恒常的な施策であるというふうに理解しました。もしそうでなければその旨をお答えいただきたいと思うのですが、私の解釈のとおりでよろしければ、特にお答えいただかなくても結構です。

以上です。よろしくお願いします。

○山内座長　　ありがとうございました。

では、簡単にお答えいただけますか。

○関西電力送配電（土井）　　関西電力送配電でございます。今の圓尾委員の御質問に答えるだけでよろしいでしょうか。他の先ほど来御質問があった点についてもお答えしてよろしいでしょうか。

○山内座長　　とりあえず、今の圓尾委員の御質問をお願いします。

○関西電力送配電（土井）　　圓尾委員のおっしゃったとおりのことは、当然我々としても留意しておりまして、単に繰り延べて帳尻を合わせる、そんなことはしておりません。持続可能な送配電事業を維持していくためにも、効率化施策についてはたゆまず取組を進めております。その結果が今回のような数字になっているということで基本的に御理解いただきたいと思います。

ただ、例えばある年度で期中にどうしても取替えないといけない、従来認識してなかったようなものが出てきた、そういったものを大量に取替えないといけないという場合は、やはり施工力の問題がございます。そういった場合は、全体の工事の中でどれを優先していくのかということで、リスクをきちっと評価した上で、リスクが比較的少ないものについては当

然翌年度に繰り延べないといけない状況もございます。先ほど申しましたように、施工力の問題というのは大きな課題でございますので、そういったケースはあり得るということを御理解いただきたい。

あとは、工事に当たって、私どもの設備は地域に設置をさせていただいているものですから、例えば地元の御了解をいただくのがなかなか難しいといった用地面、そういった問題があったときは、その交渉に時間がかかりますので翌年度にずれる、そういったことも実施していく中ではあるという点を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。圓尾委員、よろしいですか。

○圓尾委員　　よく分かりました。ありがとうございます。

○山内座長　　それでは、川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員　　すみません、先ほど途中で切れてしまいまして。私が最初申し上げたのは、関西電力さんのほうの施工力不足の話と北陸電力さんの取組というところで、ここら辺が多分、今後大きなボトルネックの問題として出てくると思っていますので、その辺配慮していただきたい。

最後の点ですけど、今の圓尾先生のところと少しかぶってしまうかもしれないのですが、ポイントとして1つ、減価償却方法の見直しによってコストを下げると、その趣旨が私にはよく分かりません。定額法と定率法で切り替えると、その結果として、コストが下がったのか上がったのかよく分からないのですけれども、それがなかったらどうなるのか、あるいはそれをしなかったらどうなっていたのかというのがもし分かれば、教えていただければなと思っています。償却法を変更されたところで、償却法の変更がなかったときはどういう扱いになったのかというのが分かれば、そこを説明いただけますでしょうか。償却法の変更ということなされた会社の方、よろしくをお願いします。

○山内座長　　全ての会社ですと時間が足りませんので……

○川合委員　　代表的なところで結構です。

○山内座長　　どこかの会社でお答えいただければということをお願いできますか。

○関西電力送配電（土井）　　では、関西電力送配電からお答えいたします。よろしいでしょうか。

○山内座長　　はい。

○関西電力送配電（土井）　　当社、電力需要が非常に増大していた時代、高度成長時代で

ございますけれども、このときには定率法を使っておりました。一方、昨今は、先ほど来御説明しておりますように、電力需要は横ばいあるいは緩やかに減少していております。こうした状況の変化を捉えまして、私ども定率法から定額法に償却の方法を変えました。例えば需要の伸びが非常に著しいときは、設備の耐用年数を使い切る前に増強のために取り替える。こういった必要が出てくるケースもあるということで、そういったケースを考えますと、償却を早めにしておいたほうがいいと。そういうことで定率法を採用しておりました。

一方これからは、需要が先ほど申しましたように横ばいあるいは緩やかに減少していくという時代でございますので、恐らく設備は、一旦設置しますと、その耐用年数期間は使うということになると思います。そうすると、そういった時にふさわしい償却方法ということで定額法を採用したということでございます。ですから、私どもの整理と致しましては、コストダウンのためにやったとかそういうことではなくて、こういった時代の環境変化、これに応じて償却の方法を変えたということです。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。川合委員、よろしいですか。

○川合委員　私がお伺いしたかったのは財務効果、数字がどういうふうにぶれたのかというのを伺いしたかったのです。趣旨としては定率法を定額法にするのは分かるのですが、その結果、この数字がどちらにはみ出たのか、それとも大した違いはなかったのか。ここで-730のうち、コスト削減、調達価格の削減といった部分と、償却方法の変更による効果の部分が、幾らぐらいずつの数字となっているのかなということを教えてほしいと思ったのですけど。

○関西電力送配電（土井）　関西電力送配電でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。よろしいでしょうか。

○山内座長　どうぞ。

○関西電力送配電（土井）　2018年から2019年度のところで償却法を変えたわけですが、その影響額としましては、私どもの計算では258億円になっております。

以上でございます。

○川合委員　ありがとうございます。

○山内座長　それでは、次、梶川委員どうぞ御発言ください。

○梶川委員　梶川でございます。今、取り消そうかと思ったぐらい、川合委員、また圓尾委員の御発言と同じなのでございますが、これは基本的には性格が全く違うことだと思う

のですね、償却方法の変更と。例えば、関西電力さんで書かれる調達価格の削減による将来的減というのは将来キャッシュフロー。今のキャッシュフローに影響することとそうでないことなので、これを合わせて御説明するというのは、やはりちょっと説明されるお立場としてはいかがなものかなと、そこだけちょっと追加させていただきます。もう少しこれは丁寧に御説明をいただくべきものであって、全く性格が違うものだと思います。

○山内座長　ありがとうございます。ちょっと余計なことなのですが、償却方法を変えるという、何か意図的に変えたというふうに言われてしまうこともあるので、その辺、ちゃんと説明する必要があるかもわかりません。

北本委員、どうぞ。

○北本委員　ありがとうございました。私、別件で高経年化対策の物量等について、特に関西電力さんの28ページ以降の資料を見ながらコメントさせていただきます。各事業者の方、非常に具体的な例を示して、今後のレベニューキャップに向けての検討を進められているなという印象を受けております。ある意味、昨年度よりもより具体的な数字が出てきたなと思っておりまして、特にこの資料等で高経年化対策等に対して現状の想定目標値というのがあるけど、具体的に書かれているのが分かりやすいなというふうに考えております。

その上で、施工力の課題についてあえて明言されて、どうしていききたいかというところが具体的なのも非常に分かりやすく、これは多分全事業者の方同じだと思いますけど、現状の施工力を前提に、将来の設備計画というよりも、あるべき目標値から逆算した工事計画、それによる施工力の課題について取り組んでいくのがいいのだろうと思っております。この施工力の課題については、サプライチェーンが連携していると思いますので、地域ですとか日本経済によりよい効果を生む形になるともっといいのかなと思います。状況が変われば、都度変更して説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ほぼ時間になりましたが、先ほど関西電力さんから総括的に何かコメントというような希望もあったような気がしますが、何か御発言ございますか。

○関西電力送配電（土井）　最初の河野オブザーバーからの調達に関する、しっかりやってくれということでございます。私ども大量の設備を地域に設置させていただいて送配電事業を営んでいる事業者と致しまして、お客様、社会からの信頼というのが最も大事だと思っております。今回の不祥事によりまして、関西電力送配電としましても社会からの信頼を

失うようなことになってしまいました。ぜひ今回の仕組みを通じまして信頼を回復して、我々として事業をさせていただきたいと思っておりますので、御指摘ありましたとおり、確実に今回の仕組みを行って公正に仕事をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。

ほかに何か御発言ございますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明がございましたが、法令に基づく事後評価の結果につきましては、電力・ガス取引監視等委員会に報告することとさせていただきます。

また、事後評価結果の取りまとめ案は、本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局にて修正していただいて、修正後の案をメールで皆さんにお送りいたしますので、各委員におかれましては御確認をお願いしたいと思います。

大変恐縮でございますが、その取りまとめにつきましては、座長である私に御一任をいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局より事務連絡があればお願いしたいと思います。

○田中NW事業監視課長　　ネットワーク事業監視課の田中でございます。本日の議事録につきましては、後ほど事務局より連絡をさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

また、次回の開催日につきましても、後ほど事務局より連絡をさせていただきます。

○山内座長　　どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了ということでございます。丁寧かつ精力的に御議論いただきまして、ありがとうございました。これにて終了させていただきます。

——了——